

総行住第9号
令和6年1月5日

各都道府県住民基本台帳担当部長
各指定都市住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震の影響を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステムに関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）

令和6年能登半島地震の影響により、石川県輪島市、内灘町、穴水町及び能登町（以下「被災地域」という。）では住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を用いた事務に支障が生じていると連絡を受けております。

このため、貴都道府県内の市区町村は、住基ネットを用いた事務が可能となるまでの間、①住所地が被災地域となっている者への住民票の写しの広域交付、②転出地が被災地域となっている者への特例による転入処理、③転出地が被災地域となっている者の転入通知情報の送信及び④本籍地が被災地域となっている者の戸籍附票記載事項通知情報の送信を行うことができませんので御留意ください。この場合には、下記により取り扱うことが適当であると考えられますので通知します。

なお、住基ネットを用いた事務が可能となった市町村については、順次通知します。

各都道府県においては、この旨を貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）にも周知されるようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 転出地が被災地域となっている者への特例による転入処理（上記②）について
転出地が被災地域となっている者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第24条の2第1項又は第2項の規定に基づき転入届をした場合は、当該転入届を受けた市区町村長は「令和6年能登半島地震に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）」（令和6年1月5日総行住第8号）のとおり取り扱うこと。

2 転出地が被災地域となっている者の転入通知情報の送信（上記③）及び本籍地が被災地域となっている者の戸籍附票記載事項通知情報の送信（上記④）について

転出地が被災地域となっている者に係る法第9条第1項に基づく転出地の市区町村への通知及び本籍地が被災地域となっている者に係る法第19条第1項に基づく本籍地の市区町村への通知は、「令和6年能登半島地震に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）」（令和6年1月5日総行住第8号）のとおり取り扱うこと。

(担当)

総務省自治行政局住民制度課

瀧口、和泉

TEL：03-5253-5517（直通）

FAX：03-5253-5592